

「広域計画(素案)」に関するパブリックコメントの実施について

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、新たに後期高齢者医療制度が実施されます。この医療制度の運営は、都道府県を単位とした全市町村で構成する広域連合が行うこととなっており、平成19年2月1日に「三重県後期高齢者医療広域連合」(以下「広域連合」という。)が設立されました。

「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画」は、後期高齢者医療制度を円滑に実施するため、地方自治法第291条の7の規定により作成するものです。

このたび、広域計画の素案がまとまりましたのでお知らせします。

つきましては、最終的な広域計画案を取りまとめるに当たって、この〔素案〕について皆様のご意見を募集しますので、以下の要領でご意見をお寄せください。

ご意見を募集する案件

「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画〔素案〕」

「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画〔素案〕」の公表場所

広域連合ホームページ(<http://www.75iryu.biz-web.jp/>)へ掲載のほか、広域連合事務局、三重県内各市町の老人医療担当課及び国民健康保険担当課で閲覧・配布しています。

公表案

「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画〔素案〕」

「地方自治法(抜粋)」【参考資料】

募集期間

平成19年9月28日(金)～平成19年10月22日(月)

意見を提出できる方

広域連合の区域(三重県)内に在住、在勤、在学の方、及び区域内に所在する法人

提出方法

1. 直接提出 (広域連合事務局: 三重県自治会館内)

* 三重県内各市町の老人医療担当課及び国民健康保険担当課を経由して提出することもできます。

2. 郵送 〒514-0003 津市桜橋二丁目96 三重県自治会館内
三重県後期高齢者医療広域連合事務局あて

平成19年10月22日(月)必着

3. ファクシミリ 059-221-6881

4. 電子メール koukikourei-mie@dune.ocn.ne.jp

案件名、住所、名前を明記の上、日本語にて上記のいずれかの方法でご提出ください。

提出されたご意見の取り扱い

提出されたご意見を考慮しながら、最終案を決定します。また、ご意見の概要やご意見に対する広域連合の考え方などは、住所、名前など個人情報を除いて広域連合ホームページなどで公表する予定です。

問い合わせ

三重県後期高齢者医療広域連合事務局総務企画課 TEL: 059-221-6880

【意見募集のポイント】

広域化のスケールメリットを活かした後期高齢者医療制度の安定的運営と医療費の適正化を目指した広域計画のあり方